

## 国際農業コース農業生産・機械実習1, 2に関する協定書

株式会社環境管理センター(以下「甲」という)と鯉淵学園農業栄養専門学校(以下「乙」という)とは、「農業試験関連業務に関わる基本契約」にもとづき、乙の学生実習に関し、下記の通り協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、人間性豊かな農業人の育成を行うため、企業・法人等と連携し、豊富な現場体験を有する優れた農業人に乙が依頼する実習の指導を委託するために必要な事項について定める。

### (指導の委託)

第2条 甲は、甲の学生の実習指導の一部、または全てを乙に委託し、乙はこれを受託する。

### (実習等)

第3条 期間は、「農業試験関連業務に関わる基本契約」の期間内で、乙が依頼し甲が受託した期間とする。

(2) 甲と乙は協議の上、実習計画表を作成するものとする。

(3) 乙は、甲に対して学生名簿等を提出するものとする。ただし、必要があるときは、甲、乙協議の上、これを変更できるものとする。

### (諸規則の遵守)

第4条 実習生は、甲の規則を遵守しなければならない。

(2) 前項の規定に違反し、又は実習生としてふさわしくない行為があったときは、甲は実習の停止、若しくは中止できるものとする。

### (指導結果の報告)

第5条 甲は、学生の実習終了後、指導結果について直ちに乙に報告する。報告の様式は別に定める。

### (守秘)

第6条 乙は学生が甲について知りえた部外秘の企業情報について、いかなる場合も守秘義務を負わせるものとする。

甲は、乙の実習に関して知り得た個人情報について、厳正な管理を行う。

### (事故防止 賠償)

第7条 実習期間中の学生の事故防止に努めるものとし、万が一事故が発生した場合は、その都度甲乙協議の上処理する。

### (経費)

第8条 実習に要する費用については、甲と乙が別に協議して定める。

(疑義の処理)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 29 年 5 月 1 日

甲 株式会社環境管理センター  
常務取締役 清水重雄

乙 鯉淵学園農業栄養専門学校 アグリビジネス科  
国際農業コース長 カムガムチョン・ジャルニー

## 農業試験関連業務に係る業務委託契約書

委託者 株式会社環境管理センター（以下「甲」という）と受託者 公益財団法人農民教育協会鯉淵学園農業栄養専門学校（以下「乙」という）とは、平成29年4月締結の農業試験関連業務に係る基本契約に基づき、以下の通り水稻栽培試験に係る業務委託契約（以下、「本契約」という）を締結する。

### （委託内容）

第一条 甲は、次の業務（以下「本業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

1. 平成29年度農用地未規制物質対策調査業務に伴う水稻の育苗、栽培指導等  
（水稻のヒ素吸収に係る栽培試験）

### （成果品）

第二条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

1. 健全な水稻苗の提供
2. 甲が実施する水稻栽培から検討会終了までの技術的な指導、助言等

### （契約期間）

第三条 本契約の有効期間は、平成29年5月1日から平成30年3月31日までの11ヶ月間とする。但し、契約の有効期間中といえども、甲乙双方が同意した場合において、本契約を解除することができる。

### （業務委託費）

第四条 甲は本業務の対価として、150,000円（消費税別）を乙に対して支払うものとする。

### （支払方法）

第五条 甲は、前号の業務委託費を以下に基づいて乙に支払うものとする。

1. 締日：末日締 支払日：翌月末日払

### （不測の事態への対応）

第六条 何らかの理由により、本契約の成果の達成が困難になった場合（例えば、健全な水稻苗の提供が困難になった場合等）は、業務委託費の精算方法等、甲乙誠意をもって協議し決定する。

### （機密保持）

第七条 甲および乙が相手方から提供または開示された開示当事者の内部的情報および非開示情報はこれを機密として扱い、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に開示し、また本依頼業務の目的以外に使用してはならない。ただし、機密情報である旨を相手方に伝えなかった場合には、当該情報は機密情報ではないと推定されるものとする。

2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、機密情報にあたらぬものとする。

- (1) 相手方当事者から開示を受け、または当該情報を知った時点で既に公知であった情報
- (2) 当該情報の開示を受け、または当該情報を知った後、自己の責めによらず公知となった情報
- (3) 当該情報の開示を受け、または当該情報を知った時点で、既に自己が合法的に保有していた情報
- (4) 当該情報の開示を受け、または当該情報を知った後、特に秘密保持義務に服しないと認められる第三者より適法に開示を受けた情報

### （知的財産権）

第八条 本業務に基づき作成する報告書、計画書、営業資料等の書類および映像資料等の一切の制作物等に対する著作権その他の知的財産権は、甲乙協議の上、その帰属を決定する。

### （コンプライアンス）

第九条 甲および乙は、単に法令を守るだけでなく社会的良識をもって行動するものとする。

### （表明保証）

第十条 甲および乙は、以下の各号に該当しないことを表明し保証する。

1. 公序良俗に反する団体もしくはその合理的疑いがある団体またはその関係先
2. 集団的もしくは常習的に暴力的行為等を行い、もしくは行うことを助長するおそれのある団体に属している者
3. 上記1または2に該当する者と取引のあることが合理的に疑われる者
4. 組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等隠匿および犯罪収益等収受を行いもしくは行っている疑いのある者
5. 上記4と取引のあることが合理的に疑われる者
6. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で定義される暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、暴力団員もしくはこれらの関連者

(契約の解除)

第十一条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、本契約の全部または一部を解除することができる。

1. 甲または乙が本契約の各条項に違反したとき。
2. 甲または乙に著しい不信行為があったとき。
3. 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、また整理、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら整理、会社更生手続きの開始、もしくは破産を申し立てたとき。
4. 監督官庁より営業許可、もしくは営業登録の取り消し処分を受けたとき。
5. 資本の減少、定款の重要な目的変更または解散の決議をしたとき。
6. 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手につき、不渡処分を受けるなどの支払停止状態に至ったとき。
7. その他資産、信用状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

(契約終了後の措置)

第十二条 本契約が期間満了またはその他の事由により終了した場合、甲および乙は相手方から受領した資料等を速やかに返還し、または返還不能なものについては相手方の承諾を得た上でこれを破棄処分するものとする。

(合意管轄)

第十三条 本契約に関する一切の訴訟に関しては、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所にする。

(契約条項の変更)

第十四条 本契約の各条項変更は、甲および乙の記名捺印のある書面によってのみ成立するものとする。

(疑義の解決)

第十五条 本契約に定めのない事項、その他本契約の条項について疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲・乙各自記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年5月1日

甲 東京都八王子市散田町3丁目7番23号  
株式会社環境管理センター  
常務取締役 清水 重雄



乙 茨城県水戸市鯉淵町5-9-6,5  
公益財団法人 農民教育協会  
鯉淵学園農業栄養専門学校  
学園長 近藤 博彦



## 農業試験関連業務に係る業務請負契約書

発注者 株式会社環境管理センター（以下「甲」という）と請負者 公益財団法人農民教育協会鯉洲学園農業栄養専門学校（以下「乙」という）とは、平成 29 年 4 月締結の農業試験関連業務に係る基本契約に基づき、以下の通り菌根菌接種試験に係る業務請負契約（以下、「本契約」という）を締結する。

### （請負内容）

第一条 甲は、次の業務（以下「本業務」という）を乙に発注し、乙はこれを請負う。

1. 白ねぎを対象とした菌根菌接種試験

### （成果品）

第二条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

1. 白ねぎ栽培の計画立案、健全な白ねぎ栽培の実施、収穫物の提供
2. 白ねぎ栽培時の生育および菌根菌接種に係る各種データの測定、整理
3. 栽培試験報告書の作成

### （契約期間）

第三条 本契約の有効期間は、平成 29 年 5 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 11 ヶ月間とする。但し、契約の有効期間中といえども、甲乙双方が同意した場合において、本契約を解除することができる。

### （業務請負費）

第四条 甲は本業務の対価として、150,000 円（消費税別）を乙に対して支払うものとする。

### （支払方法）

第五条 甲は、前号の業務請負費を、以下に基づいて乙に支払うものとする。

1. 締日：末日締 支払日：翌月末日払

### （不測の事態への対応）

第六条 何らかの理由により、本契約の成果の達成が困難になった場合（例えば、健全な栽培やデータ取り等が困難になった場合等）は、業務請負費の精算方法等、甲乙誠意をもって協議し決定する。

### （機密保持）

第七条 甲および乙が相手方から提供または開示された開示当事者の内部的情報および非開示情報はこれを機密として扱い、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に開示し、また本依頼業務の目的以外に使用してはならない。ただし、機密情報である旨を相手方に伝えなかった場合には、当該情報は機密情報ではないと推定されるものとする。

2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、機密情報にあたらぬものとする。

- (1) 相手方当事者から開示を受け、または当該情報を知った時点で既に公知であった情報
- (2) 当該情報の開示を受け、または当該情報を知った後、自己の責めによらず公知となった情報
- (3) 当該情報の開示を受け、または当該情報を知った時点で、既に自己が合法的に保有していた情報
- (4) 当該情報の開示を受け、または当該情報を知った後、特に秘密保持義務に服しないと認められる第三者より適法に開示を受けた情報

### （知的所有権）

第八条 本業務に基づき作成する報告書、計画書、営業資料等の書類および映像資料等の一切の制作物等に対する著作権その他の知的財産権は、甲乙協議の上、その帰属を決定する。

### （コンプライアンス）

第九条 甲および乙は、単に法令を守るだけでなく社会的良識をもって行動するものとする。

(表明保証)

第十条 甲および乙は、以下の各号に該当しないことを表明し保証する。

1. 公序良俗に反する団体もしくはその合理的疑いがある団体またはその関係先
  2. 集団的もしくは常習的に暴力的行為等を行い、もしくは行うことを助長するおそれのある団体に属している者
  3. 上記1または2に該当する者と取引のあることが合理的に疑われる者
  4. 組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等隠匿および犯罪収益等收受を行いもしくは行っている疑いのある者
- 上記4と取引のあることが合理的に疑われる者  
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で定義される暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、暴力団員もしくはこれらの関連者

(契約の解除)

第十一条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、本契約の全部または一部を解除することができる。

1. 甲または乙が本契約の各条項に違反したとき。
2. 甲または乙に著しい不信行為があったとき。
3. 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、また整理、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら整理、会社更生手続きの開始、もしくは破産を申し立てたとき。
4. 監督官庁より営業許可、もしくは営業登録の取り消し処分を受けたとき。
5. 資本の減少、定款の重要な目的変更または解散の決議をしたとき。
6. 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手につき、不渡処分を受けるなどの支払停止状態に至ったとき。
7. その他資産、信用状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

(契約終了後の措置)

第十二条 本契約が期間満了またはその他の事由により終了した場合、甲および乙は相手方から受領した資料等を速やかに返還し、または返還不能なものについては相手方の承諾を得た上でこれを破棄処分するものとする。

(合意管轄)

第十三条 本契約に関する一切の訴訟に関しては、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所にする。

(契約条項の変更)

第十四条 本契約の各条項変更は、甲および乙の記名捺印のある書面によってのみ成立するものとする。

(疑義の解決)

第十五条 本契約に定めのない事項、その他本契約の条項について疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲・乙各自記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年5月 / 日

甲 東京都八王子市散田町3丁目7番23号  
株式会社環境管理センター  
常務取締役 清水 重雄

乙 茨城県水戸市鯉淵町5-9-6  
公益財団法人 農民教育協会  
鯉淵学園農業栄養専門学校  
学園長 近藤 博彦

## 農薬 GLP 適合確認施設に係る覚書

株式会社環境管理センター（以下「甲」という。）と公益財団法人農民教育協会鯉洲学園農業栄養専門学校（以下「乙」という。）は、甲乙間で平成 28 年 5 月 1 日に締結した「農業関連業務に係る基本契約書」（以下「基本契約」という。）に基づき、甲が農薬 GLP 適合確認施設の認定を取得するにあたり、作物残留性 GLP 試験に係る協力内容について以下のとおり覚書（以下「本契約」という。）を締結する。

### （定義）

第一条 本契約で使用する用語の定義は以下のとおりとする。

(1) 「農薬 GLP 適合確認施設」とは、「農薬の毒性及び残留性に関する試験の適正実施について（平成 11 年 10 月 1 日付け 11 農産第 6283 号農林水産省農産園芸局長通知）」により農薬 GLP 基準に適合したことの確認を受けた施設をいう。

(2) 「作物残留性 GLP 試験」とは、農薬 GLP 適合確認施設が実施する試験のうち「農薬の登録申請に係る試験成績について（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知）」別紙第 1 (4)アの試験をいう。

(3) 「試料調製」とは、作物残留性 GLP 試験のうち依頼者より被験物質を受け取り、農作物へ曝露し、収穫及び調製した試料を農薬 GLP 基準に適合した分析所もしくは試験所へ送付するまでの工程をいう。

### （協力内容）

第二条 甲が農薬 GLP 適合確認施設の認定を取得・維持するにあたり、乙は試料調製を担務し甲に協力する。また、乙は甲が必要とする場合、試験結果報告書のとりまとめの一部に協力する。

### （農薬 GLP 適合確認施設の認定取得・維持の協力）

第三条 甲が農薬 GLP 適合確認施設の認定を取得・維持するにあたり、甲および乙の協力範囲は別紙に示すとおりである。

2. 乙は前項の協力の範囲で乙の施設を甲が占有し使用することを許諾する。
3. 乙は、甲が前項の施設を使用するにあたり、農薬 GLP 適合確認施設の認定基準に従い、登録申請している人員以外の者の立ち入りを制限することがあることを承認する。
4. 乙は、農薬 GLP 適合確認施設の認定審査のため、認定審査員が乙の敷地内に立ち入ることを許諾する。
5. 甲が農薬 GLP 適合確認施設の認定を取得・維持するにあたり、甲乙協議により必要と認められる人的な体制を乙は整えるものとする。

### （試験実施の協力）

第四条 甲が顧客より受託して実施する作物残留性 GLP 試験（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、乙は甲が作成する SOP（標準作業手順書）に基づき甲の管理のもと以下の作業を実施する。ただし、必要に応じ甲が自ら作業を実施する場合もある。

- (1) 本業務に係る試料及び被験物質の調製
- (2) 本業務に係る栽培及び試験の実施
- (3) その他、本業務に係る作業

2. 乙は甲の必要に応じ、本業務実施に関する技術的指導及び情報提供を行う。
3. その他、本業務の実施にあたり必要な電力・水道等の使用、圃場の整備等について、乙は必要な便宜を甲に図る。
4. 本業務を実施するにあたり、甲が乙に支払う対価及びその精算方法については都度別途定める。

### （契約期間）

第五条 本契約の有効期間は、2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの 12 ヶ月間とする。なお、期間満了日の 3 ヶ月前までに甲または乙から別段の申し入れがない限り、1 年単位で自動的に更新するものとする。ただし、契約期間終了日において本業務に係る乙の作業が終了していない場合には、当該作業が終了する日まで契約の有効期間を延長する。

2. 基本契約が終了した場合に、本契約は自動終了しないものとする。
3. 本条第1項にかかわらず、甲乙同意のもと本契約を終了することができる。

(疑義の解決)

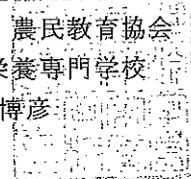
第六条 本契約に定めのない事項、その他本契約の条項について疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

2019年3月29日

甲 東京都八王子市散田町3丁目7番23号  
株式会社環境管理センター  
代表取締役専務 清水 重雄



乙 茨城県水戸市鯉淵町5-9-6 5  
公益財団法人 農民教育協会  
鯉淵学園農業栄養専門学校  
学園長 近藤 博彦



(別紙) 農業 GLP 適合確認施設の認定取得・維持の協力の分担について

No.	項目	内容	役割分担		備考
			甲	乙	
1	農業 GLP 適合確認施設の認定に係る申請手続	・全体管理、関係者調整	○		
2		・申請書等の各種資料作成	○		
3		・FAMIC との協議	○		
4		・申請書等の各種資料修正	○		
6	圃場等の整備	・圃場		○	
7		・ハウス建設		○	・1棟建設(2019年3月時点の想定) ・追加で建設する場合は甲乙協議を行う
8		・圃場の日常管理		○	
9	施設(建屋)等の整備	・農業調製室		○	
10		・試料調製室		○	
11		・機材保管室		○	
12		・事務作業室		○	
13	設備等の整備	・試験用の機材(秤、計量容器、動噴等)	○	○	・新規購入は原則、甲が負担する ・乙の既存設備が利用可能な場合は乙が無償で貸与する
14		・農業機械(トラクター、管理機等)		○	
15		・被験物質、試薬保管庫	○	○	・新規購入は原則、甲が負担する ・乙の既存設備が利用可能な場合は乙が無償で貸与する
16		・紙資料などの保管庫	○	○	・新規購入は原則、甲が負担する ・乙の既存設備が利用可能な場合は乙が無償で貸与する
17		・その他事務備品(PC、コピー機、資料保管庫等)	○	○	・新規購入は原則、甲が負担する ・乙の既存設備が利用可能な場合は乙が無償で貸与する
18	人員体制等に係る事項	・運営管理者(TFM)	○		
19		・信頼性保証部門(QAU)	○		
20		・LeadQA(統括)	○		
21		・TsQA(個別試験場所)	○		
22		・試験責任者(SD)	○	○	・乙が担当する場合は、甲が乙へ指名書により指名する
23		・主任試験員(PI)	○	○	・乙が担当する場合は、甲が乙へ指名書により指名する
24		・試験従事者	○	○	・乙が担当する場合は、甲が乙へ指名書により指名する
25		・資料保管責任者	○		
26		・被験物質管理責任者	○		
27		・機器管理責任者	○		
28	・人材育成、GLP研修	○	○		
29	営業活動	・試験に係る営業全般	○		
30	契約手続き	・試験受注時の契約行為全般	○		
31	試験委託	・甲から乙への試験委託費		○	・基本契約に基づき、個々の業務毎に甲乙間で個別に契約を行う
32	その他	・本表に定めのない事項			・甲乙協議を行う

## 国際農業コース農業生産・機械実習1, 2に関する協定書

株式会社NTTドコモ（以下「甲」という）と鯉洲学園農業栄養専門学校（以下「乙」という）とは、「令和2年度スマート農業教育推進委託事業」にもとづき、乙の学生実習に関し、下記の通り協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、人間性豊かな農業人の育成を行うため、企業・法人等と連携し、豊富な現場体験を有する優れた農業人に乙が依頼する実習の指導を委託するために必要な事項について定める。

### （指導の委託）

第2条 甲は、甲の学生の実習指導の一部、または全てを乙に委託し、乙はこれを受託する。

### （実習等）

第3条 期間は、「令和2年度スマート農業教育推進委託事業」の期間内で、乙が依頼し甲が受託した期間とする。

(2) 甲と乙は協議の上、実習計画表を作成するものとする。

(3) 乙は、甲に対して学生名簿等を提出するものとする。ただし、必要があるときは、甲、乙協議の上、これを変更できるものとする。

### （諸規則の遵守）

第4条 実習生は、甲の規則を遵守しなければならない。

(2) 前項の規定に違反し、又は実習生としてふさわしくない行為があったときは、甲は実習の停止、若しくは中止できるものとする。

### （指導結果の報告）

第5条 甲は、学生の実習終了後、指導結果について直ちに乙に報告する。報告の様式は別に定める。

### （守秘）

第6条 乙は学生が甲について知りえた部外秘の企業情報について、いかなる場合も守秘義務を負わせるものとする。

甲は、乙の実習に関して知り得た個人情報について、厳正な管理を行う。

### （事故防止 賠償）

第7条 実習期間中の学生の事故防止に努めるものとし、万が一事故が発生した場合は、その都度甲乙協議の上処理する。

### （経費費）

第8条 実習に要する費用については、甲と乙が別に協議して定める。

(疑義の処理)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 2 年 4 月 1 日

甲 株式会社パソナ農援隊  
代表取締役 田中康輔

乙 鯉淵学園農業栄養専門学校 アグリビジネス科  
国際農業コース長 カムガムチョン・ジャルニー

## 業務委託契約書



株式会社パソナ農援隊（以下「甲」という。）と鯉淵学園農業栄養専門学校（以下「乙」という。）とは、甲が株式会社NTTドコモ（以下「丙」という。）から受託した農林水産省（以下「本省」という。）の「令和2年度スマート農業教育推進委託事業」（以下「本件事業」という。）にかかる「スマート農業教育推進プログラム策定業務」を実施するにあたり、その一部を乙に再委託するため、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（委託業務の内容）

1. 甲は、乙に対し、本件事業に関する以下に定める業務（以下「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。
  - (1) カリキュラム案の作成
  - (2) 前号に付随する業務
2. 本件業務については、以下のとおり実施するものとする。
  - (1) 実施期間：2020年4月1日（水）～2020年6月1日（月）
  - (2) 前項第1号に定める業務の実施内容、成果物の仕様、成果物の提出期日・提出方法その他必要な事項については、甲乙協議のうえ別紙「業務委託契約書第1条第2項に基づく委託業務の内容等」にて定める。

### 第2条（業務内容の変更）

甲は、本件業務の内容を変更し、本件業務を一時中止し、または履行期限を変更しようとする場合、あらかじめ乙に書面で通知し、乙と協議するものとする。

### 第3条（業務委託料）

1. 甲は乙に対し、本件業務の対価（以下「業務委託料」という）として500,000円（消費税等別）を支払うものとする。

なお、業務委託料には、乙が本件業務の遂行にあたり要する交通費、宿泊費、資料印刷代その他の費用を含むものとする。
2. 甲は、前項の委託料を、第4条の成果物の提出を持って、提出月の翌月末日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）までに乙が指定する銀行口座への振込の方法により支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

### 第4条（成果物）

1. 乙は、第1条第1項第1号により作成されたカリキュラム案（以下「成果物」という。）を、第1条第2項第2号により別途定める提出期日までに、甲が指定する方法で甲に提出する。
2. 成果物の著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む）その他一切の知的財産権は提出と同時に甲に移転するものとし、乙は著作者人格権を行使せず、また第三者をして行使させないものとする。なお、上記にかかる対価は業務委託料に含まれるものとする。

### 第5条（備品・施設等の使用）

乙は、甲から貸与または使用を許可された備品・施設等があるときは、善良なる管理者の注意

第16条（協議）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ誠意をもって解決する。

第17条（合意管轄）

本契約に関する訴訟については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

2020年4月1日

甲： 東京都千代田区大手町二丁目6番2号  
株式会社パンナ農援隊  
代表取締役 田中 康輔



乙： 茨城県水戸市鯉淵町5965  
鯉淵学園農業栄養専門学校  
副学園長 長谷川 量平

## 実務実習(企業研修)に関する覚書

NCS アグリサポート株式会社(以下「甲」という。)と公益財団法人 農民教育協会 鯉淵学園農業栄養専門学校(以下「乙」という。)及び全国農業協同組合連合会 茨城県本部(以下「丙」という。)は、乙の研修対象学生(以下「学生」という。)の甲における職業実践的な研修(以下「実務実習」という。)に関し次の各条により覚書を締結する。

### (目的)

第1条 本覚書は、乙の対象科における学生が甲の受け入れにより、学生が職業実践の専門的経験を積み、職業観の醸成機会を得ることを目的とした実践実習の実施にあたり基本的事項を取り決めることを目的とする。

### (指導分担)

第2条 実務実習実施における甲・乙及び丙の指導分担は、次のとおりとする。

- 甲 甲は、甲・乙および丙が合意した研修内容に基づいて実務実習を実施するため、研修学生に対し甲の従業員の中から適切な能力を有する指導担当者(以下「指導担当者」という。)を選任し、必要な教育指導および助言を行う。
- 乙 乙は、学生に対し、本契約に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるため必要な指導を行う。
- 丙 丙は、甲の指導担当者に対し、実務研修能力の向上に関する指導及び助言を行う。

### (甲・乙及び丙の連携)

- 第3条 甲と乙および丙は、実務実習実施にあたり、学生に関する情報を共有するなど、相互に連携・協力する。なお、この場合個人情報の保護に十分留意することとする。
- 2. 丙は、実務実習が円滑に実施されるよう、甲・乙それぞれの現況の把握、情報の伝達等全体の管理を行う。

### (内容・スケジュール)

第4条 実務実習の内容、スケジュールについては、甲・乙及び丙の協議のうえ決定する。

### (期間および時間)

第5条 実務実習の期間および時間は次のとおりとする。

- 2. 実務実習の期間については、甲・乙及び丙との協議のうえ決定し実施するものとする。
- 3. 実務実習の時間については、甲・乙及び丙との協議のうえ決定し実施するものとし、原則として乙の就業時間内とする。

### (実施場所)

第6条 実務実習を実施する場所は、甲が乙から借り受けた圃場および指導担当者から指示された場所とする。

(報酬・経費の支給及び負担)

第7条 甲及び丙から学生への実務実習に対する報酬の授受は行わないものとする。

2. 学生の自宅等から実習場所への交通費は学生の負担とする。
3. 実習中の移動にともない発生する交通費等は甲と丙の負担とする。

(生活指導)

第8条 実務実習期間中における学生の研修以外の日常生活については、乙が指導し甲と丙はその責めを負わない。

(保険の加入)

第9条 実習中の事故により学生及び甲の従業員が傷害を負った場合は、それぞれの加入する傷害保険（以下「保険」という。）により補償する。保険の利用等に関する必要な手続きは、甲・乙それぞれが行うものとする。

(災害の防止)

第10条 甲は、研修中の災害の防止に努め、あらかじめ危険が予測される場合は、丙の指導・助言に基づき学生に予備的な学習をさせるなどの措置をとる。

2. 学生は、自己の身体および財産に危険をおよぼすことが予測される研修内容についてこれを拒否する権利と義務を有する。

(機密保持)

第11条 学生は、実習中に知ることのできた秘密を部外者に漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。

2. 乙は、実習中および実習終了後、学生が自習中に知ることのできた秘密を部外者に漏らさぬよう十分指導する。

(実習の打ち切り)

第12条 甲は、学生がこの契約に従わない場合、その他実習を継続しがたい事由が生じた場合は、丙と協議のうえ実習を打ち切ることができる。

2. 甲は乙に対し、実務実習打ち切りについて、事前にその旨を連絡する。

(協議等)

第13条 本契約に定めがない事項、又は疑義が生じた事項については、甲は学生の事情を勘案したうえで取り扱いを決定するものとする。ただし、特に学生に重大な影響を及ぼす事項については、甲が乙及び丙と予め協議し了解を得たうえで取り扱いを決定する。

(有効期間)

第14条 本契約の有効期間は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの1年間とする。ただし、甲・乙及び丙いずれからも申立てがない場合は、更に1ヶ年延長するものとし、以後これに準じて延長する。

(管轄裁判所)

第 15 条 本契約に関し紛争が生じた場合、水戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結の証として本書 3 通を作成し、甲・乙及び丙それぞれ 1 通を保管するものとする。

平成 29 年 12 月 1 日

甲

茨城県坂東市鶴戸 1 2 2 1 番地 1  
NCS アグリサポート株式会社  
代表取締役 武田洋明

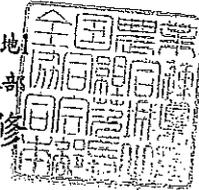
乙

茨城県水戸市鯉淵町 5965  
公益財団法人 農民教育協会  
代表理事理事長 須田哲也



丙

茨城県東茨城郡茨城町下土師字高山 1950 番地  
全国農業協同組合連合会 茨城県本部  
県本部長 川津修



## 国際農業コース集中実習・OJT実習に関する協定書

有限会社 つくばファーム(以下「甲」という)と鯉淵学園農業栄養専門学校(以下「乙」という)とは、「アジア養鶏人材育成事業の契約書」にもとづき、乙の学生実習に関し、下記の通り協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、人間性豊かな農業人の育成を行うため、企業・法人等と連携し、豊富な現場体験を有する優れた農業人に乙が依頼する実習の指導を委託するため必要な事項について定める。

### (指導の委託)

第2条 甲は、甲の学生の実習指導の一部、または全てを乙に委託し、乙はこれを受託する。

### (実習等)

第3条 期間は、「アジア養鶏人材育成事業の契約書」の期間内で、乙が依頼し甲が受託した期間とする。

(2) 甲と乙は協議の上、実習計画表を作成するものとする。

(3) 乙は、甲に対して学生名簿等を提出するものとする。ただし、必要があるときは、甲、乙協議の上、これを変更できるものとする。

### (諸規則の遵守)

第4条 実習生は、甲の規則を遵守しなければならない。

(2) 前項の規定に違反し、又は実習生としてふさわしくない行為があったときは、甲は実習の停止、若しくは中止できるものとする。

### (指導結果の報告)

第5条 甲は、学生の実習終了後、指導結果について直ちに乙に報告する。報告の様式は別に定める。

### (守秘)

第6条 乙は学生が甲について知りえた部外秘の企業情報について、いかなる場合も守秘義務を負わせるものとする。

甲は、乙の実習に関して知り得た個人情報について、厳正な管理を行う。

### (事故防止 賠償)

第7条 実習期間中の学生の事故防止に努めるものとし、万が一事故が発生した場合は、その都度甲乙協議の上処理する。

### (経費)

第8条 実習に要する費用については、甲と乙が別に協議して定める。

(疑義の処理)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 29 年 6 月 1 日

甲 有限会社 つくばファーム  
農場長 藤井誠一

乙 鯉淵学園農業栄養専門学校 アグリビジネス科  
国際農業コース長 カムガムチョン・ジャルニー

1字削除  
2字加入



# アジア養鶏人材育成事業に関する基本協定書



公益財団法人農民教育協会鯉淵学園農業栄養専門学校（以下「甲」という。）とはなまる日本語学校（以下「乙」という。）、及び、イセ食品株式会社（以下「丙」という。）は、共同してアジア養鶏人材育成事業を実施するにあたり、次の条項に基づく協力を締結する。

## （協力目的）

第1条 甲、乙、および丙は、アジア養鶏人材育成事業による本国での日本語研修、日本国内への留学準備、乙での学課履修、甲グループ内での実習等に関し相互に協力することで、アジア地域における養鶏人材の育成を促し、ひいては当地域での活躍の場を広く展開させることで、養鶏人材の安定・継続的な育成および輩出と経済の活性化を図る。

## （協力内容）

第2条 甲、乙、および丙は、上記目的達成のために密に連携し、相互に協力し合うものとする。

## （施策連携に係る機密保持）

第3条 甲、乙、および丙は、本協定に基づく協力をを行う上で知りえた情報のうち、<sup>三</sup>両方で機密情報と取り決めたものについては、施策連携以外の目的に使用してはならない。なお、機密保持の詳細については、別途締結する機密保持契約書にて定めるものとする。

## （有効期限）

第4条 本協定書の有効期限は平成32年3月31日とする。ただし、甲乙のいずれも書面で相手に異議を申し出ない場合には、引き続き2年間効力が延長されるものとし、以後も同様とする。

## （協議による解決）

第5条 本協定書に定めのない事項については、又は本協定書の条項を運用するに当たり疑義が生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議のうえ解決する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成29年6月 / 日

甲 茨城県水戸市鯉淵町5965

公益財団法人農民教育協会鯉淵学園農業栄養専門学校  
理事長 須田哲也



乙 26/7 Mu 17 VKP Center 3rd Floor, Chiangrak-Bangkhan,  
Klongnueng, Klongluang, Pathumthani 12120, Thailand  
HANAMARU Japanese Language School

代表 柳原大作

印

丙 埼玉県鴻巣市箕田3440番地

イセ食品株式会社

代表取締役 伊勢彦信



## 国際農業コース実習に関する協定書

株式会社 石岡パッキング工場（以下「甲」という）と鯉淵学園農業栄養専門学校（以下「乙」という）とは、「アジア養鶏人材育成事業の契約書」にもとづき、乙の学生実習に関し、下記の通り協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、人間性豊かな農業人の育成を行うため、企業・法人等と連携し、豊富な現場体験を有する優れた農業人に乙が依頼する実習の指導を委託するために必要な事項について定める。

### （指導の委託）

第2条 甲は、甲の学生の実習指導の一部、または全てを乙に委託し、乙はこれを受託する。

### （実習等）

第3条 期間は、「アジア養鶏人材育成事業の契約書」の期間内で、乙が依頼し甲が受託した期間とする。

(2) 甲と乙は協議の上、実習計画表を作成するものとする。

(3) 乙は、甲に対して学生名簿等を提出するものとする。ただし、必要があるときは、甲、乙協議の上、これを変更できるものとする。

### （諸規則の遵守）

第4条 実習生は、甲の規則を遵守しなければならない。

(2) 前項の規定に違反し、又は実習生としてふさわしくない行為があったときは、甲は実習の停止、若しくは中止できるものとする。

### （指導結果の報告）

第5条 甲は、学生の実習終了後、指導結果について直ちに乙に報告する。報告の様式は別に定める。

### （守秘）

第6条 乙は学生が甲について知りえた部外秘の企業情報について、いかなる場合も守秘義務を負わせるものとする。

甲は、乙の実習に関して知り得た個人情報について、厳正な管理を行う。

### （事故防止 賠償）

第7条 実習期間中の学生の事故防止に努めるものとし、万が一事故が発生した場合は、その都度甲乙協議の上処理する。

### （経費費）

第8条 実習に要する費用については、甲と乙が別に協議して定める。

(疑義の処理)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名のうえ、各1通を保有する。

平成 29 年 6 月 1 日

甲 イセ食品株式会社  
代表取締役 伊勢彦信

乙 鯉淵学園農業栄養専門学校 アグリビジネス科  
国際農業コース長 カムガムチョン・ジャルニー

1字削除  
7字加入



# アジア養鶏人材育成事業に関する基本協定書

公益財団法人農民教育協会鯉淵学園農業栄養専門学校（以下「甲」という。）とはなまる日本語学校（以下「乙」という。）、及び、イセ食品株式会社（以下「丙」という。）は、共同してアジア養鶏人材育成事業を実施するにあたり、次の条項に基づく協力を締結する。

## （協力目的）

第1条 甲、乙、および丙は、アジア養鶏人材育成事業による本国での日本語研修、日本国内への留学準備、乙での学課履修、甲グループ内での実習等に関し相互に協力することで、アジア地域における養鶏人材の育成を促し、ひいては当地域での活躍の場を広く展開させることで、養鶏人材の安定・継続的な育成および輩出と経済の活性化を図る。

## （協力内容）

第2条 甲、乙、および丙は、上記目的達成のために密に連携し、相互に協力し合うものとする。

## （施策連携に係る機密保持）

第3条 甲、乙、および丙は、本協定に基づく協力をを行う上で知りえた情報のうち、<sup>三</sup>両者で機密情報と取り決めたものについては、施策連携以外の目的に使用してはならない。なお、機密保持の詳細については、別途締結する機密保持契約書にて定めるものとする。

## （有効期限）

第4条 本協定書の有効期限は平成32年3月31日とする。ただし、<sup>丙</sup>甲乙のいずれも書面で相手に異議を申し出ない場合には、引き続き2年間効力が延長されるものとし、以後も同様とする。

## （協議による解決）

第5条 本協定書に定めのない事項については、又は本協定書の条項を運用するに当たり疑義が生じた場合は、甲乙<sup>丙</sup>は誠意を持って協議のうえ解決する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成29年6月1日

甲 茨城県水戸市鯉淵町5965

公益財団法人農民教育協会鯉淵学園農業栄養専門学校  
理事長 須田哲也



乙 26/7 Mu 17 VKP Center 3rd Floor, Chiangrak-Bangkhan,  
Klongnueng, Klongluang, Pathumthani 12120, Thailand  
HANAMARU Japanese Language School

代表 柳原大作

印

丙 埼玉県鴻巣市箕田3440番地

イセ食品株式会社

代表取締役 伊勢彦信



## 国際農業コース集中実習・OJT実習に関する協定書

有限会社 かすみがうら農場（以下「甲」という）と鯉洲学園農業栄養専門学校（以下「乙」という）とは、「アジア養鶏人材育成事業の契約書」にもとづき、乙の学生実習に関し、下記の通り協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、人間性豊かな農業人の育成を行うため、企業・法人等と連携し、豊富な現場体験を有する優れた農業人に乙が依頼する実習の指導を委託するために必要な事項について定める。

### （指導の委託）

第2条 甲は、甲の学生の実習指導の一部、または全てを乙に委託し、乙はこれを受託する。

### （実習等）

第3条 期間は、「アジア養鶏人材育成事業の契約書」の期間内で、乙が依頼し甲が受託した期間とする。

(2) 甲と乙は協議の上、実習計画表を作成するものとする。

(3) 乙は、甲に対して学生名簿等を提出するものとする。ただし、必要があるときは、甲、乙協議の上、これを変更できるものとする。

### （諸規則の遵守）

第4条 実習生は、甲の規則を遵守しなければならない。

(2) 前項の規定に違反し、又は実習生としてふさわしくない行為があったときは、甲は実習の停止、若しくは中止できるものとする。

### （指導結果の報告）

第5条 甲は、学生の実習終了後、指導結果について直ちに乙に報告する。報告の様式は別に定める。

### （守秘）

第6条 乙は学生が甲について知りえた部外秘の企業情報について、いかなる場合も守秘義務を負わせるものとする。

甲は、乙の実習に関して知り得た個人情報について、厳正な管理を行う。

### （事故防止 賠償）

第7条 実習期間中の学生の事故防止に努めるものとし、万が一事故が発生した場合は、その都度甲乙協議の上処理する。

### （経費費）

第8条 実習に要する費用については、甲と乙が別に協議して定める。

(疑義の処理)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 29 年 6 月 1 日

甲 有限会社 かすみがうら農場  
農場長 藤井誠一

乙 鯉淵学園農業栄養専門学校 アグリビジネス科  
国際農業コース長 カムガムチョン・ジャルニー

除削  
加入



# アジア養鶏人材育成事業に関する基本協定書

公益財団法人農民教育協会鯉淵学園農業栄養専門学校（以下「甲」という。）とはなまる日本語学校（以下「乙」という。）、及び、イセ食品株式会社（以下「丙」という。）は、共同してアジア養鶏人材育成事業を実施するにあたり、次の条項に基づく協力を締結する。

## （協力目的）

第1条 甲、乙、および丙は、アジア養鶏人材育成事業による本国での日本語研修、日本国内への留学準備、乙での学課履修、甲グループ内での実習等に関し相互に協力することで、アジア地域における養鶏人材の育成を促し、ひいては当地域での活躍の場を広く展開させることで、養鶏人材の安定・継続的な育成および輩出と経済の活性化を図る。

## （協力内容）

第2条 甲、乙、および丙は、上記目的達成のために密に連携し、相互に協力し合うものとする。

## （施策連携に係る機密保持）

第3条 甲、乙、および丙は、本協定に基づく協力をを行う上で知りえた情報のうち、<sup>三</sup>両者で機密情報と取り決めたものについては、施策連携以外の目的に使用してはならない。なお、機密保持の詳細については、別途締結する機密保持契約書にて定めるものとする。

## （有効期限）

第4条 本協定書の有効期限は平成32年3月31日とする。ただし、<sup>丙</sup>甲乙のいずれも書面で相手に異議を申し出ない場合には、引き続き2年間効力が延長されるものとし、以後も同様とする。

## （協議による解決）

第5条 本協定書に定めのない事項については、又は本協定書の条項を運用するに当たり疑義が生じた場合は、甲乙<sup>丙</sup>は誠意を持って協議のうえ解決する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成29年6月1日

甲 茨城県水戸市鯉淵町5965

公益財団法人農民教育協会鯉淵学園農業栄養専門学校  
理事長 須田哲也



乙 26/7 Mu 17 VKP Center 3rd Floor, Chiangrak-Bangkhan,  
Klongnueng, Klongluang, Pathumthani 12120, Thailand  
HANAMARU Japanese Language School

代表 柳原大作

印

丙 埼玉県鴻巣市箕田3440番地

イセ食品株式会社

代表取締役 伊勢彦信



## 鯉淵学園畜産農場の運営に係る業務提携基本契約書

公益財団法人農民教育協会（以下「甲」という。）と農業生産法人有限会社瑞穂農場（以下「乙」という。）は、次の各条により鯉淵学園畜産農場の運営に係る業務提携（以下「本業務提携」という。）について基本契約書を締結する。

なお、本業務提携開始の前提として農地法上の農地賃貸及び農地転用が認められるよう甲及び乙が協力して行うものとする。

### （目 的）

第1条 本契約は教育機関である甲と農業生産法人である乙が提携して畜産の維持・拡大を図り、担い手の育成と就農・就職（農業関連）を支援することを目的とする。

### （提携業務）

第2条 甲および乙は、次の業務を提携して実施する。

- (1) 畜産農場の牧草地・設備等の有効活用
- (2) 担い手の育成と就農・就職（農業関連）支援
- (3) その他目的達成に必要な業務及びこれの付帯業務

### （業務分担）

第3条 本業務提携における甲および乙の基本的な業務分担は、次のとおりとする。

- 甲
- ア. 畜産農場の牧草地・設備等（一部を除く）の乙への賃貸
  - イ. 畜産実習教育プログラムの作成と乙への実習業務の一部委託
  - ウ. 畜産基本実習のための実習場所「学園ゾーン」の提供
  - エ. 実習指導担当職員の乙への出向
  - オ. 実習経費の一部負担
- 乙
- ア. 甲から賃借する牧草地・設備等の有効活用と賃借料の支払い
  - イ. 甲の学生への畜産施設を使った実習（家畜の提供を含む）
  - ウ. 甲からの出向者の受け入れと人件費の負担

### （実施場所）

第4条 鯉淵学園畜産農場の本業務提携の実施場所（別添「計画地図」参照）は、原則として次のとおりとする。

- ア. 甲が所有し提供する「学園ゾーン」の土地・設備等
- イ. 乙が甲より賃借する「瑞穂ゾーン」の土地・設備等

(提携業務の全体管理)

- 第5条 本業務提携を円滑に実施するため、甲が所有し提供する「学園ゾーン」と、乙が賃借する「瑞穂ゾーン」の土地・設備等に分けて、各々が管理する。
2. 甲および乙は、定期的または必要に応じて業務内容について協議を行い、業務の進捗状況を相互に確認することとする。
  3. 本業務提携を遂行するために必要な具体的事項は、この契約書で定めるものを除き、個別に契約等でその都度定めるものとする。
  4. 甲および乙は、必要に応じて業務の管理のため、「学園ゾーン」および「瑞穂ゾーン」に立入って作業内容の確認や畜産実習教育プログラムに従って作業が行われるか、確認できるものとする。
  5. 畜産実習プログラムの受委託、農地・施設の使用、農作業に必要な機材の使用については、甲および乙が協議して行うものとする。

(機密の保持)

- 第6条 甲および乙は、本業務提携を行うにあたって知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本業務提携が中止または期間終了後も同様とする。
- 甲は、甲の学生・研修生に対しても同様の機密保持義務を課すものとする。

(契約の再委託または譲渡)

- 第7条 甲および乙は、この契約書の履行について、相手方の書面による承認を得なければ、この契約の全部もしくは一部の履行を第三者に委託し、またはこの契約による権利義務を第三者に譲渡することができない。

(損害賠償)

- 第8条 甲および乙が、この契約書および個別契約に違反し、相手方に損害を及ぼしたときは、甲および乙が協議のうえ、不可抗力によるものを除きその責任の帰属に従い損害賠償の責に任ずる。

(履行不能の措置)

- 第9条 甲および乙は、本業務提携に履行不能の事態が発生し、またはその恐れのある場合は、遅滞なく相手先に通知するとともに、協議の上、本業務提携に支障をきたさないよう適切な措置を講ずるものとする。

(契約の解除)

第10条 本契約期間継続中といえども甲および乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該甲または乙の相手方に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ相手方は催告なくしてこの契約を解除することができる。

- (1) 仮差押え・仮処分・強制執行・競売などの申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (2) 破産・民事再生・特別清算・会社更生その他法的整理手続開始の申立てを受け、または自らこれらの申立てをしたとき。
- (3) 自ら振出しまたは引受けた手形もしくは小切手につき、不渡り事故が発生したとき、または支払停止・支払不能の状態にいたったとき。
- (4) 合併によらないで解散したとき。

2. 甲および乙が次の各号のいずれかに該当し、相当の期間を持って改善されない場合には、相手方からの通知または催告によって当該甲および乙の一切の債務は期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ相手方はこの契約を解除することができる。

- (1) この契約またはこれに基づく約定に違反したとき。
- (2) 財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

(暴力団等の排除)

第11条 甲および乙は、現在および将来において、次の事項について表明し保証する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、またはその他の反社会的勢力に該当する者（以下「暴力団等」という）ではないこと。
- (2) 暴力団等がその名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するものではないこと。
- (3) 甲・乙の事業を支配する者または事業を監査する者が、暴力団等ではないこと。
- (4) 暴力団等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するものではないこと。

2. 甲および乙が前項各号に違反する場合、あるいは甲および乙（それらの役職員を含む）が次の各号に該当した場合には、当該甲および乙の一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ相手方はこの契約またはこの契約に基づく各取引の全部もしくは一部を解除することができる。

- (1) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合

(2) 相手方に対して、自らが暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた場合

(実施期間)

第12条 本事業の実施期間は、平成27年12月1日から平成30年11月30日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲および乙いずれからも文書による申立てがない場合は、さらに同期間年延長するものとし、以後これに準じて延長する。

2. 甲から乙へ賃貸する牧草地等にかかる賃貸期間は、別に定める契約書によるものとする。

(合意管轄)

第13条 この契約書にかかわる甲および乙間で紛議が生じた場合は、まず水戸簡易裁判所で民事調停による協議を行うものとし、訴訟については、水戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約の補充)

第14条 甲及び乙は、本契約書に定めのない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合には、誠意をもって協議し、解決するものとするこの契約に定めのない事項については、甲および乙協議のうえ決定する。

この契約書成立の証として本書を2通作成し、甲および乙各々1通を保有するものとする。

平成27年12月1日

甲 水戸市鯉淵町5965番地  
公益財団法人 農民教育協会  
代表理事理事長 須田 哲也



乙 常陸大宮市小祝1535番地  
有限会社 瑞穂農場  
代表取締役社長 下山 一郎



## 畜産実習教育に係る一部業務の受委託等に関する覚書

(公財) 農民教育協会 (以下「甲」という。)) と (有) 瑞穂農場 (以下「乙」という。)) は、これからのわが国の畜産を担う人材を育成・確保するために、提携して畜産実習教育に取り組むこととし、「鯉淵学園畜産農場の運営に係る業務提携基本契約書」第5条3項の規定に基づきこの覚え書きを締結する。

### (目的)

第1条 教育機関である甲と農業生産法人である乙は、提携して畜産実習教育を実施する。このため、甲は一部業務を乙に委託して実施することとし、そのための必要な事項を次の各条により定めることとする。

### (提携業務)

第2条 甲及び乙は、提携して畜産実習教育に係る次の各業務を実施する。

- (1) 畜産実習教育プログラムの作成 (カリキュラム、年間実習計画、時間割、実習手帖等) と学生・研修生の実習実施
- (2) 畜産実習場所 (機械・設備を含む) の提供
- (3) 畜産実習指導を行う担当者 (講師・助手等) の確保・育成
- (4) 畜産実習に必要な家畜 (牛) の確保・提供
- (5) 畜産実習教育に必要な経費の負担
- (6) 実習教育結果の点検・確認
- (7) その他目的達成に必要な業務

2. 甲および乙による前項の業務の分担は第3条の定めによる。

### (一部業務の委託と分担)

第3条 甲は畜産実習教育に係る一部業務を乙に委託することとし、委託に伴う基本的な業務分担は、次の通りとする。

甲

- ア. 畜産実習教育プログラムの作成と学生・研修生の参加
- イ. テキスト・マニュアル等に基づき畜産の基本を体得するために行う実習場所 ((甲が所有・整備する土地・建物 (以下「学園ゾーン」という。)) の提供
- ウ. 実習指導担当者 (講師・助手) の出向
- エ. 実習に必要な講師費・教材費・研修費等の一部負担
- オ. 実習結果の点検・確認の実施

乙

- ア. 学生・研修生の実習実施（「学園ゾーン」における学生・研修生による家畜の飼育管理を含む）
- イ. 業務マニュアルや経営データに基づき営業を体験するために行う応用実習場所（（乙が賃借・整備する土地・建物（以下「瑞穂ゾーン」という。））の提供
- ウ. 実習に必要な家畜の提供と飼養経費の負担
- エ. 実習に提供する家畜・副産物の販売と収益の受領
- オ. 出向者の受け入れと管理者及び連絡担当者の配置
- カ. 出向者を含む実習指導担当者の人件費負担

（畜産実習教育業務の範囲と内容）

第4条 提携して行う畜産実習教育業務の範囲と内容は以下のとおりとする。

第1は、畜産基本実習とし、農業機械の基本操作、家畜の飼養管理、畜産物・副産物の輸送・加工・販売、および畜産農場の経営管理等について、テキスト・マニュアル等に基づきその基本を体得する実習である。甲が所有・整備する土地・建物（以下「学園ゾーン」という）で行う実習で1年生や経験の浅い研修生が主たる対象となる。

第2は、畜産応用実習とし、営業目的で行う飼料の栽培、家畜の飼養管理、農場の経営管理の実際等を体験する実習である。乙が賃借・整備する土地・建物等の施設（以下「瑞穂ゾーン」という）で、乙の業務マニュアルや経営データに基づき行う業務実習で、2年生・研究科生や経験のある研修生が主たる対象となる。

第3は、課題研究実習（プロジェクト学習）とし、学生・研修生が自ら設定した研究課題について調査・実験を行いその結果を評価する実習である。学生・研修生が「学園ゾーン」または「瑞穂ゾーン」において研究課題について調査・実験を行う場合、必要な協力を行う。

- 2. 畜産基本実習は、年間の実習計画に基づき実施する。また、おおむね4半期に1回、実習手帖に基づき、実習指導担当者による学生・研修生の知識・技能の習得状況チェックを実施し、実習の成果を確認する。なお、一定の範囲と水準の習得状況に達したことが確認された者に、畜産応用実習への参加を認める。
- 3. 畜産応用実習は、乙の月別・週別の業務計画・要員計画に基づき実施する。実習の結果（目的、従事業務、留意点、習熟状況評価等）は実習手帖に記載し、現場担当者の確認を受ける。また、4半期に1回を原則に実習指導担当者は実習手帖に基づき実施状況の確認チェックを行う。

(実習指導担当部門の明確化と担当者の育成・確保)

- 第5条 乙は鯉淵分場の内部機構として「実習指導室」(仮称)を設置する。
2. 当面、甲は畜産農場担当者4名を出向で乙の「実習指導室」に派遣する。
  3. 乙は出向職員に、若干名(2名)の職員を加えて「実習指導室」の担当者として実習教育の業務にあたらせる。
  4. 「実習指導担当者」は実習指導に必要な時間以外の時間は乙の業務に従事する。
  5. 「実習指導担当者」は、入学式、卒業式、学園祭等甲の行事に分担して参加するとともに、役職・分担に応じて定めた甲の運営会議、教授会、学科会議等の基幹会議に出席する。
  6. 「実習指導担当者」は、学生・研修生の指導に必要な知識・技能の向上を図るため、必要な研修会・研究会等に計画的に参加する。

(一定数の実習牛の確保と預託の仕組みの活用)

- 第6条 実習に必要な乳牛(20頭以内)と和牛(10頭以内)(以下「実習牛」という)を合わせて30頭を上限に確保する。「実習牛」は乙が提供する。

(実習経費の負担と管理)

- 第7条 実習教育に必要な「実習牛」の提供、飼料の調達、糞尿の処理等「実習牛」の飼養管理に必要な経費支出はすべて乙の負担とする一方、生産・販売される生乳、和牛・子牛、堆肥等の副産物の販売収入はすべて乙の収益とする。
2. 学生・実習生の実習に係る講師費、教材費、研修費等の経費の一部を甲が負担することとし、別に定める。
  3. 「学園ゾーン」の土地、建物等の経費は甲の負担とし、「瑞穂ゾーン」の同経費は乙の負担とする。
  4. 「実習牛」の飼養管理は、原則として「実習指導担当者」の指導の下に、学生・研修生が行う。
  5. 「実習指導担当者」の人件費は甲からの出向者分も含めて、全額乙が負担する。
  6. 甲は乙の協力を得て実習教育にかかる収入・支出を把握し、実習教育等に活用する。

(畜産教育の充実改善)

第8条 業務提携の実施を契機に甲は畜産・加工コースの学生数の増加に向けた次の畜産教育の充実・改善対策を検討・推進する。

- ①現行の教科科目、時間数・単位数、講師選定、シラバスの内容、テキスト・参考資料等の適否及びその運用実態の点検・検討
- ②現行の実習教育の内容と実施状況、学生の技能・知識の習得状況等について点検・検討するとともに、実習計画および実習手帖の整備による実習教育の充実・改善（実習の手引き、各種マニュアル、視聴覚資材等の整備）
- ③アグリビジネス G、コース管理 T、実習管理 T、プロジェクト学習 T等の現行の機構で検討を進めるとともに、必要に応じて非常勤講師等の協力を得て、臨時的な検討体制を用意し、業務提携を契機に学園の畜産教育の抜本的改革を検討推進（畜産・加工コース長の業務・役割の明確化等）

(基幹会議の設置)

第9条 甲及び乙両団体の役員等幹部により構成する「畜産農場運営会議」（以下「運営会議」という）を設置し、毎年事業計画の策定及び決算の時期を考慮し、毎年2月および8月に必ず開催するとともに、双方いずれかの呼びかけで必要に応じ開催し業務提携に関する重要事項について協議・決定する。

2. 「運営会議」のもとに両団体の教育・指導関係者による「畜産実習連絡会議」（以下「連絡会議」という）を設け、四半期に1回定例的に、その他必要に応じて開催し、実習教育に関する重要事項に関して協議・調整する。

3. 「運営会議」および「連絡会議」のメンバーは別に定める。

(畜産農場の名称)

第10条 畜産農場の名称は、甲においては「鯉淵学園畜産農場」と称し、乙においては「(有) 瑞穂農場・鯉淵分場」と称する。同時に表示する場合は、「鯉淵学園畜産農場／(有) 瑞穂農場・鯉淵分場」と称する。

(試行期間)

第11条 畜産実習教育の業務提携には先行モデルがないことから、開始からおおむね3年間で「試行期間」として、必要に応じ業務の仕組みの見直しを図ることとする。

(実施期間)

第12条 この覚書の実施期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日迄とする。但し期間満了の3ヶ月前までに甲および乙いずれからも文書による申立てがない場合は、さらに同期間延長するものとし、以後これに準じて延長する。

(補充)

第13条 甲及び乙は、本契約書に定めのない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合には、誠意をもって協議し、解決するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙および丙それぞれ1通保有する。

平成28年 4月 1日

甲

茨城県水戸市鯉淵町5965  
公益財団法人 農民教育協会  
代表理事理事長 須田哲也



乙

茨城県常陸大宮市小祝1535番地  
有限会社 瑞穂農場  
代表取締役 下山一郎

